

# 一般財団法人岩手県教育振興基金 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岩手県教育振興基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岩手県内における学校教育（大学・高等専門学校及び専修学校の教育を除く。）、家庭教育及び社会教育に関する調査研究への助成を行うことにより、青少年の健全育成を図り、もって本県教育の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する調査研究への助成
- (2) 教育研究団体等が行う研修事業への助成
- (3) 伝統文化に貢献する事業への助成
- (4) 子どもの健全育成に関する事業の実施及び助成
- (5) 教育文化に係る講演会等の実施及び助成
- (6) 経済的理由により修学が困難な者を支援する事業への助成
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 資産から生ずる収入
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 この法人は、基本財産を処分し、若しくは基本財産から除外し、又は基本財産を担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により、基本財産を処分し、若しくは基本財産から

除外し、又は基本財産を担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事会の決議により定める方法により理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の10日前までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を得なければならない。

(1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)

(2) 事業報告書

(3) 前2号の書類の附属明細書

(4) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員3人以上15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(評議員の資格)

第15条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第173条第1項において準用する同法第65条第1項に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(欠員)

第17条 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会は、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会の都度出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部又は一部の譲渡
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 25 条 理事長が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、評議員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、前 2 条の規定は、適用しない。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 193 条第 1 項の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び議事録署名人に選出された評議員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 8 人以内

(2) 監事 2 人以内

2 理事のうちから、理事長、副理事長及び常務理事各 1 名を理事会の決議により、選定する。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 監事を選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

(役員資格)

第 29 条 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は 3 親等以内の親族その他のその理事と特殊な関係のある者である理事の合計数が理事の総数(現在数)の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条において準用する同法第 65 条第 1 項に規定する者は、役員となることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終

結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

4 役員については、再任を妨げない。

(欠員)

第 33 条 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 理事長に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 34 条 役員が次のいずれかに該当したときは、評議員会において、評議員の 3 分の 2 以上の同意を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員の報酬等)

第 35 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(理事会の設置)

第 36 条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の事項を決議する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員がその提案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 95 条第 3 項の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 14 条についても適用する。

(解散)

第 44 条 この法人は、次の事由により解散する。

(1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

(2) その他法令で定められた事由

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 46 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第9章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の業務に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 重要な使用人以外の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第10章 公告その他

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記の日と一般法人の設立登記を行ったときは、第 12 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は向田實雄、常務理事は三浦壮六とする。

# 一般財団法人 岩手県教育振興基金 規則・規程

## 1 役員を選任に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人岩手県教育振興基金定款第28条の規定により、役員を選任する方法を定めることを目的とする。

### (選任)

第2条 評議員会において役員を選任しようとするときは、別表に掲げる団体等からあらかじめ推薦を受けるものとする。

2 評議員会は、前項の規定により推薦された者のなかから役員を選任する。

### (種別及び定数)

第3条 この法人の役員は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 8名以内（理事長、副理事長及び常務理事を含む）
- (5) 監事 2名

### (任期)

第4条 補欠として役員を選出する場合においても、第2条の規定を準用する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日より適用する。
- 2 この規則は、平成30年3月5日一部改正

### 別表 役員を推薦を求める団体

種 別	団 体 名	定 数
理 事	岩手県小学校長会	1名
理 事	岩手県中学校長会	1名
理 事	岩手県高等学校長協会	1名
理 事	岩手県小中学校副校長会	1名
理 事	岩手県高等学校副校長協議会	1名
理 事	岩手県市町村教育委員会協議会	1名
理 事	日本教育会岩手県支部	2名
監 事	岩手県公立学校退職校長会	1名
監 事	岩手県高等学校長協会退職校長会	1名
合 計		10名

## 2 評議員の選任に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人岩手県教育振興基金定款第14条の規定により、評議員の選任に関する方法を定めることを目的とする。

(選任)

第2条 理事長は、評議員を委嘱しようとするときは、別表に掲げる団体等からあらかじめ推薦を受けるものとする。

第3条 評議員は、15名以内とし、その任期は4年とする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 補欠として選任する場合においても、前条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

2 この規則の施行後、最初に選任された評議員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

別表 評議員の推薦を求める団体等

団 体 等 名	定 数
岩手県国公立幼稚園こども園協議会	1名
岩手県小学校長会	1名
岩手県中学校長会	1名
岩手県高等学校長協会	1名
岩手県小中学校副校長会	1名
岩手県高等学校副校長協議会	1名
岩手県公立学校退職校長会	1名
岩手県高等学校長協会退職校長会	1名
一般社団法人岩手県PTA連合会	1名
岩手県高等学校PTA連合会	1名
一般教職員会員の代表	1名
合 計	11名

### 3 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県教育振興基金定款第47条3項の規定に基づき、一般財団法人岩手県教育振興基金事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 書記

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ臨時又は、非常勤及び常勤嘱託員を置くことがで



きる。

**(職務)**

第3条 事務局長は、理事長の命を受けて事務局の事務を掌理し、知識又は経験を必要とする事務を処理するほか、その他必要な事務の調査、企画及び立案をし、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受けて事務事項を掌理する。また、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により職務を代理する。

3 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

**(所掌事務)**

第4条 事務局は、次の事務を処理する。

区 分	事 務
総務事項	(1) 役員、評議員、職員の名簿に関すること。 (2) 予算、決算、経理、助成金及び寄附に関すること。 (3) 職印の管理に関すること。 (4) 定款、その他諸規程に関すること。 (5) 文書の收受、発送、保存に関すること。 (6) 評議員会、理事会、その他の諸会議に関すること。 (7) 役員の出張に関すること。 (8) 職員の勤務、研修、手当、出張及び厚生に関すること。 (9) 事業実施計画策定に関すること。 (10) その他、業務事項に属さない事務
事業事項	(1) 教育に関する調査研究への助成 (2) 教育研究団体等が行う研修事業への助成 (3) 伝統文化に貢献する事業への助成 (4) 子どもの健全育成に関する事業の実施及び助成 (5) 教育文化に係る講演会等の実施及び助成 (6) 経済的理由により修学が困難な者を支援する事業への助成 (7) その他前条の目的を達するために必要な事業

**(事案の専決)**

第5条 理事長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 基金運営に関する重要方針の確定に関すること。
- (2) 予算編成及び決算に関すること。
- (3) 職員の任免、懲戒、服務及び手当に関すること。
- (4) 特に重要な予算の執行に関すること。
- (5) 定款及び諸規程に関すること。
- (6) 特に重要な事項に関する報告、諮問、答申及び副申に関すること。
- (7) 特に重要な申請、照会、回答及び通知に関すること。

第6条 常務理事が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 重要な事項に関する報告、諮問、答申及び副申に関すること。
- (2) 重要な申請、照会、回答及び通知に関すること。
- (3) 重要な情報及び宣伝に関すること。

- (4) 事務局長の出張、休暇等に関する事。
- (5) 重要な予算の執行に関する事。
- (6) その他、緊急に処理を必要とする事。

第7条 事務局長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 発令又は規定により、当然支払うべき報酬、手当及び旅費並びに料金の支払いに関する事。
- (2) 職員の出張、休暇、超過勤務及び休日出勤に関する事。
- (3) 一般的事項に関する報告、諮問、答申、進達及び副申に関する事。
- (4) 一般の申請、照会、回答及び通知に関する事。
- (5) その他一般事務に関する事。

第8条 第5条、第6条、第7条に定める専決事案のうち、基金定款及び諸規程等において、理事会又は評議員会の決議を得る必要のあるものは、その決議あるいは承認を経たのち決裁を受け事案を処理しなければならない。

### (文書の管理)

第9条 文書は、事務が適正円滑に執行されるよう正確かつ迅速に処理しなければならない。

第10条 文書の取り扱いに要する簿冊は、次のとおりとする。

- (1) 文書発議件名簿
- (2) 文書収受件名簿

第11条 文書には、年度を通し、一連番号を付し整理する。

2 発送文書には、「年岩教基発第 号」の記号及び番号を記入する。

3 収受文書には、「年岩教基収第 号」の記号及び番号を記入する。

第12条 事務局に到着した文書には、次の方法により遅滞なく収受及び配布しなければならない。

- (1) 親展文書、私信、その他開封を不相当と認められる文書は、そのまま配布する。
- (2) その他の収受文書は、文書収受件名簿に所要の事項を記載し上司に回覧し、決裁を受けなければならない。

第13条 全ての事案の処理は文書による。

2 起案用紙の形式は、別に定める。

第14条 完結した文書は、別に定める期間保存しなければならない。

### (職印、銀行印)

第15条 職印、銀行印の名称、寸法及び管理者は次のとおりとする。

項目	職印及び銀行印
刻印文字	岩手県教育振興基金理事長
大きさ (mm)	24 × 24

### (委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は事務局長が定める。

### (附則)

この規程は、平成28年2月17日から施行する。

## 4 資金運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県教育振興基金定款第8条の規定に基づき、一般財団法人岩手県教育振興基金の資金の運用対象、運用指針、運用、手続き等について定め、もって資金の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

### (資金の区分)

第2条 運用の対象とする資金は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 運用財産

### (理事会の職務)

第3条 理事会は、翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、資金運用の執行方針及び計画案を審議し、議決する。

- 2 理事会は、資金運用を管理・監督するため債券等のモニタリングを含む運用の経過及び結果について少なくとも年2回又は必要に応じて、理事長から報告を受けるものとする。
- 3 理事会は、少なくとも年2回又は必要に応じて、監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする。
- 4 理事会は、定時評議員会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における資金運用の執行方針及び計画を報告するものとする。臨時評議員会においても必要と理事会が判断する場合は同様とする。

### (理事長の職務)

第4条 理事長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

- 2 理事長は少なくとも半年に1回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。
  - (1) 全運用資金から生じた利子、分配金、配当金の合計
  - (2) 全ての債券等の個別有価証券の時価
  - (3) 全ての債券等の個別有価証券の信用格付け

### (資金運用執行責任者の職務)

第5条 資金運用責任者は、業務執行理事がこれに当たる。

- 2 資金運用責任者は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画の案を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。
- 3 資金運用責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 4 資金運用責任者は、第3条第1項に規定する資金運用の執行方針及び計画に基づき資金運用を実行しなければならない。

### (監事の職務)

第6条 監事は、資金運用執行責任者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ、又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

### (基本方針)

第7条 基本財産及び運用財産は、元本償還が確実であり、かつ確実な運用益が得られる方法で運用を行う。

### (運用対象)

第8条 運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 郵便貯金
- (2) 金融機関への円建預金

- (3) 元本保障の金銭信託
  - (4) 日本国国債
  - (5) 地方債
  - (6) 政府保証債
  - (7) 公社・公団債
  - (8) 国内発行の民間債（金融債及び電力債・NTT債等に限る）
- 2 前項の運用対象のうち、金融債、電力債・NTT債等については、金融庁長官が指定した日本又は外国の格付期間の格付等により、その適格性を判断するものとし、それぞれの基準は次表のとおりとする。

運用対象	基本財産の場合の基準
金融債	発行体の格付がAA格（第2ランク）以上のものとする。
電力債・NTT債等	債権の格付がAA格（第2ランク）以上で、一般担保が付与されているものとする。

3 前2項の規程にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、前2項に掲げる運用対象以外の商品に運用することが出来る。

**（運用指針）**

第9条 資金の運用に当たっては、次に掲げる運用の3原則に十分留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用期間等による分散運用を図る。

(1) 安全性(信用性)

元本の償還条件、運用期間（償還期限）、債券の格付け等元本の確実性とリスクの許容度を勘案

(2) 収益性

表面利率（クーポン）、単価、償還期限等を勘案

(3) 市場性（換金性）

債券の利回り、単価、償還期限、格付け等の他、市場の動向を注視

**（その他）**

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

2 この規程に定めるものの他、資金運用に関し必要な事項は理事長が定める。

**附則** この規程は、平成28年2月17日から施行する

## 5 文書保存規程

**（趣旨）**

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県教育振興基金（以下「教育振興基金」という）における文書の保存について、必要な事項を定めるものとする。

**（種別及び保存期間）**

第2条 文書の種別及び保存期間は、次のとおりとする。ただし、必要と認めるときは決裁を得て保存年限を伸縮することができる。

第1種 永久保存のもの

- (1) 簿冊目録

- (2) 教育振興基金関係の定款、規則、規程その他の例規となるべきもの
- (3) 事務引き継ぎに関するもの
- (4) 教育振興基金関係役員の身分、履歴、名簿に関するもの
- (5) 職員の任免、進退、賞罰に関するもの
- (6) 法令、諸令達に関するもの
- (7) 各種原簿及び台帳等で重要なもの
- (8) 役員会の招集に関するもの
- (9) 役員会等提出議案等の処理に関するもの
- (10) 役員会の会議記録に関するもの
- (11) 全各号に掲げるもののほか、将来例規又は証拠となるべきもの

第2種 10年保存のもの

- (1) 各種会議に関するもの
- (2) 第1種以外の文書で、やや重要と認められるもの、及び各種の資料で後年の参考に供するもの

第3種 5年保存のもの

- (1) 諸報告、資料等で調査又は使用済みのもの
- (2) 教育振興基金事務局の日誌に関するもの
- (3) 教育振興基金の調査、回答に関するもの
- (4) 監査報告に関するもの
- (5) 第1種、第2種以外のもので、後年の参考に供するもの
- (6) 職員の任免、進退、賞罰に関するもの

第4種 1年保存のもの

- (1) 一時限りの処理に属する伺、届、往復文書等
- (2) その他、5年保存の必要のないもの

2 前項の保存年限は、文書完結の翌年度4月1日から起算する。

(補則)

第3条 この規程に定めるほか、文書の編集、保存に関しては、一般財団法人岩手県教育振興基金事務局規程（平成28年4月1日施行）の例による。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

## 6 旅費規程

(総則)

第1条 この法人の役員、評議員又は事務局職員に対する旅費の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、次に掲げるところによる。

- 1 県内旅行 鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料
- 2 県外旅行 鉄道賃、船賃、車賃、航空賃及び宿泊料

(旅費の支給区分)

第3条 旅費の支給金額は、別表に定めるところによる。

(急行料金等)

第4条 急行列車を運行する路線により片道100km以上の旅行をする場合には、鉄道賃のほ

かに急行料金（片道 150 km以上で、かつ、特別急行列車を運行する線路による場合には、特別急行料金及び座席指定料金）を支給する。

**（航空賃）**

第 5 条 航空賃は理事長が用務の性質上必要があると認めた場合に支給する。

**（船賃）**

第 6 条 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する船舶による旅行については、最上級の直近下位の運賃を支給する。

2 運賃の等級を設けない船舶による旅行については、乗船に要する運賃を支給する。

**（航空賃及び車賃）**

第 7 条 航空賃及び車賃は、現に支払った額とする。

**（旅行依頼）**

第 8 条 この法人の用務のため必要がある場合は、役員、評議員及び事務局職員以外の者に対し、旅行を依頼することができる。

2 前項の場合において、旅行の依頼を受けた者に支給する旅費については、その都度定める。

**（その他）**

第 9 条 この規程の実施については、別に定める。

**附 則**

1 この規程は、平成 25 年 5 月 15 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

別表

項 目	県 内 旅 行	県 外 旅 行
宿泊料	1 泊 7,000 円	1 泊 9,000 円
鉄道賃	普通	普通
船賃	実費	2 等
航空賃	—	実費
車賃	実費	実費